

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市1歳児保育実施費補助金(以下「補助金」という。)は、保育所、幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)における保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項により設置された民間保育所が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の内容及び交付額の算定方法等)

第2条 この補助金は、別記の実施基準に該当する対象施設における対象児童の保育の実施に必要な経費のうち、補助金の交付対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(補助金の不交付)

第3条 対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

- (1) 愛知県の指導監査等の結果、改善措置命令が発せられた場合
- (2) 法令、法令に基づいて行う行政庁の処分、定款又は寄附行為に違反した場合
- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適正を欠いている場合

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付決定の申請を取下げすることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとする場合において、申請の取下げは交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、取下げの理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

(変更の申請及び承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において補助事業の内容変更により補助金額に変更を生じる場合は、蒲郡市1歳児保育実施費補助金変更交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の変更を決定し、蒲郡市1歳児保育実施費補助金変更交付決定通知書(第4号様式)によりその決定内容を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了(変更の決定を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに蒲郡市1歳児保育実施費補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容をいう。)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に蒲郡市1歳児保育実施費補助金確定通知書(第6号様式)により通知しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、市長が補助事業の適正な執行上、必要であると認めるときは、その全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助金の支払を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする書類を常に整備しておかな

なければならない。

2 前項の帳簿、書類等は、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行状況の報告を求め、又は必要な指示を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲都市1歳児保育実施費補助金交付要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記（第2条関係）

実施基準

事 項	内 容
対象施設	<p>当該保育所等の保育実施児童のうち、3歳未満児が、各月ごとに保育実施児童数30%以上入所し、かつ、施設型給付費交付基準等による必要保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）数を超えて保育士等を配置（※1）し、かつ、1歳児保育を含む保育について、国の保育士配置基準を超える保育所等（※2）のこととする。</p> <p>ただし、通常保育に従事する保育士等数であり、保育士配置改善事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業等の他の事業により配置される保育士等や施設型給付費上の加算対象の施設長や主任保育士専任加算対象の主任保育士を含まない。なお、非常勤保育士（常勤的非常勤を含む。）の現員数については、次により算出した常勤換算人数による。</p> <p><常勤換算人数の算出式> 非常勤の保育士等の1か月の勤務時間数の合計／常勤の保育士等の1か月の勤務時間数（小数点以下第1位を四捨五入）</p> <p>※1：必要保育士等数を超えて保育士等を配置している保育所等とは、次の算式により算出した人数以上の保育士等を配置している保育所等のことをいう。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><※1に係る保育士等の配置人数の算出式> (①－②)＋②</p> <p>① (0歳児数×1／3＋1歳児数×1／5＋2歳児数×1／6 ＋3歳児数×1／20＋4歳以上児数×1／30)</p> <p>② (0歳児数×1／3＋(1歳児数＋2歳児数)×1／6 ＋3歳児数×1／20＋4歳以上児数×1／30)</p> </div> <p>(注) 1 「①－②」の計算において、算出値の小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。なお、算出値が0の場合は「1」を計上する。 2 「(①－②)＋②」の計算においても、算出値の小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。</p>

	<p>3 ①及び②は、各項において小数点以下第2位を切り捨てた値を加算すること。</p> <p>4 私立保育所等のうち、保育認定こどもに係る利用定員が90人以下の施設については、上記により算出した人数に1名加算のこと。</p> <p>5 私立保育所等で保育標準時間認定を受けた児童が利用する保育所等については、上記に算出した人数に1名加算のこと。</p> <p>※2：1歳児保育を含む保育について、国の保育士等配置基準を超える保育所等とは、次の算式を満たす保育所等のことをいう。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><※2に係る保育士等配置基準の算出式></p> $(1\text{歳児数} \times 1 / 6) + \Sigma (1\text{歳児と混合して保育を行っている各年齢別児童数} \times 1 / \text{各年齢の国の保育士等配置基準}) < 1\text{歳児を含む保育担当保育士等数}$ <p>(注) 小数点以下第2位を切り捨て、加算</p> </div> <p>また、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）別紙2及び別紙4で定める「1歳児配置改善加算」の要件を満たしている保育所等（※3）を除く。</p> <p>※3：別紙2及び別紙4で定める「1歳児配置改善加算」の要件のうち「i 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること」については、「i 令和6年度以前の処遇改善等加算Ⅲに類する取組をしていること」とする。</p>
対象児童	<p>児童福祉法第24条の規定により、保育の実施をされた1歳児。（1歳児とは別に定める通知において適用する年齢区分が1歳であるものをいう。）</p>

第1号様式（第4条関係）

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	1歳児保育実施費補助金
交 付 申 請 額	金 円
補助事業の開始年月日 及び完了予定年月日	開 始 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	1 1歳児保育実施費補助金算出調書 2 収支予算書 3 その他

第2号様式（第5条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市1歳児保育実施費補助金の交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

記

交付決定額 金 円

第3号様式（第7条関係）

蒲郡市1歳児保育実施費補助金変更交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

事業計画を変更したいので、蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	1歳児保育実施費補助金
当初交付申請（決定）額	金 円
変更後交付申請額	金 円
変更による増減額	金 円
変更の内容及び理由	

第4号様式（第7条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市1歳児保育実施費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市1歳児保育実施費補助金の変更交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

記

1	交付決定額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	差引増減額	金	円

第5号様式（第8条関係）

蒲郡市1歳児保育実施費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名)

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告
します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	1歳児保育実施費補助金
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
文 書 番 号	蒲 第 号
補助事業の開始年月日 及び完了年月日	開 始 年 月 日 完 了 年 月 日
補助金交付決定額	金 円
補助金受入済額	金 円
補助金精算額	金 円
添 付 書 類	1 1歳児保育実施費補助金実績調書 2 収支決算（見込）書 3 その他

第6号様式（第9条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市1歳児保育実施費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度蒲郡市1歳児保育
実施費補助金については、下記のとおり確定する。

蒲郡市長

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第7号様式（第10条関係）

蒲郡市1歳児保育実施費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

年度蒲郡市1歳児保育実施費補助金として、下記の金額を請求します。

記

金

円

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助基本額	交付額
<p>施設型給付費基準等による必要数を超過して加配した1歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費</p>	<p>各月初日現在の対象児童数に次の3歳未満児入所率区分毎の月額単価を乗じた額の合計</p> <p>① 30%以上40%未満 月額 6,000円</p> <p>② 40%以上 月額 12,000円</p>	<p>補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額（民間保育所等にあつては、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と市が補助した額を比較して低い方の額（民間保育所等補助限度額算出表により算出した額の範囲内とする））とを比較して低い方の額</p>	<p>補助基本額の合計額を交付する。</p> <p>ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする</p>